

# 新 国民年金制度

4月1日から受付



## 若年者納付猶予制度

10年以内に納めることを条件に30歳未満の人（国民年金1号被保険者）の保険料納付を猶予します。その後納めた額は、将来受け取る年金額に反映されま

す。これまで、世帯主に所得があるために免除申請が承認されなかつた人も対象になります（本人・配偶者の所得審査あり）。  
※ただし平成18年6月まで（それまでに30歳になる人はその前月まで）の納付分

### 学生納付特例申請

4月から受け付けます。平成16年度申請した人でも、引き続き希望する申請してください

## 特別障害給付金制度

過去にあった国民年金制度の任意加入期間（強制でなく任意に加入できる）に加入していなかつたために、現在障害基礎年金を受給できない人が給付金を受けられます。

対象 現在国民年金障害等級の

1、2級に該当する65歳未満の人で次のいずれかにあてはまる人

①平成3年3月以前に初診を受け、当時学生で任意加入していなかつた人

②昭和61年3月以前に初診を受け、当時配偶者が厚生年金・共済組合などに加入していた人

給付金月額 1級≒5万円、2級≒4万円（請求の翌月から支給）

※所得や他の公的年金受給による制限あり

申請方法 所定の診断書などを持参のうえ申請する

申請・問い合わせ先 保険年金課（市役所1階5番窓口） ☎32・2072

## 国民健康保険

# こんなときは届け出が必要

次のような場合には国保の窓口への届け出が必要です。届け出をしなかつたり遅れたりすると、保険料を二重に支払ってしまつたり、保険証が更新されずに有効期限が切れてしまうことがあります。届け出は早めに行きましょう。

こんなとき	手続きに必要なもの
他の医療保険に加入した	他の医療保険の保険証、国保の保険証、世帯主の認印
転出・転居など住所変更をした	国保の保険証、世帯主の認印
修学のため、子どもが他の市区町村に住む	入学許可通知・入学金の領収書・在学証明書など、国保の保険証、世帯主の認印→家族とは別の <sup>学</sup> 保険証を交付
<sup>学</sup> 保険証を使っていた学生が卒業する	<sup>学</sup> 保険証、国保の保険証(家族のもの)、世帯主の認印→在学延長または進学するときには再度手続きが必要

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口） ☎32・2072

## 人権尊重の基盤

人権は、私たちが社会生活において幸福な生活を営むためにどうしても必要な権利です。

つまり、人権は生きていくための権利であり、だからこそ「基本的」人権として憲法で保障されています。

人類は、まず国家に対して自らの生命を保護してくれることを要求し、次に身体や財産の自由を、それから、ただ生命を保護するだけでなく幸福を追求する権利や法の下の平等、教育を受ける権利などを、歴史の中で獲得してきました。自らが自由により幸福に生きることがほかの人々と平和に共存することであり、みんなで力を合わせ、おたがいに認め合い、みんなの幸福を求めていくことが必要で、これが公共の福祉です。「情けは人の為ならず」ということわざがありますが、それが人権尊重の本質であり、他人を思いやり、他人の権利

### 特設人権相談所

とき：4月21日（木）午前10時～午後3時 ところ：加茂公民館（加茂町塔中）、老人憩いの家（新野東） 相談内容：登記、金銭契約、いじめ・体罰、困っている問題など 費用：無料 ※秘密は厳守します 問い合わせ先：岡山地方法務局津山支局 ☎22-9157

台風  
23号

森林災害  
復旧補助金



昨年の台風23号による倒木被害が森林激甚災害の指定を受け、被害木整理から植林までの復旧作業が国・県からの補助金の対象になりました。

あわせて市による上乗せ補助も検討中です。

条件

**作業形態** 被害木を整理し、地ごしらえをした跡地に植林  
**樹種** スギ、ヒノキ、クスギ、コナラ、ケヤキ  
**補助金の額** 標準的にかかる事業費の56〜83%（実際の作業経費が多い場合には個人負担が増えることもあります）

**申込先** 最寄りの森林組合  
**問い合わせ先** 農村整備課 回32  
・2078

合併処理浄化槽の補助金

受付  
開始

市では、河川の水の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用小型合併処理浄化槽を設置しようとする人に、次のとおり補助金を交付します。

**受付期間** 4月1日（金）〜5月2日（月）

※4月受付分が予算額に達しない場合は、予算額に達するまで1か月単位で受付期間を延長します

**受付場所** 下水道課（市役所6階）または各支所の浄化槽担当窓口

**交付条件** 専用住宅（延べ床面積の半分以上を住居として使用している建物を含む）に、10人槽以下（久米地域は20人槽以下）の合併処理浄化槽を設置しようとするとき

**補助対象地域** 公共下水道事業認可区域以外の地域、農業集落排水事業の排水区域以外の地域

**選考** 受付期間内に予算額を超える申請があった場合は、公開抽選により選考（日程などは申請者に個別通知します）

補助金額 (円)

槽の大きさ	久米地域以外	久米地域
5人槽	375,000	354,000
6・7人槽	438,000	411,000
8～10人槽	555,000	519,000
11～20人槽	—	981,000

※上記以外に地域によって加算補助を受けられる場合があります。詳しくは下水道課または各支所にお問い合わせください

融資あっせん

くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に改造する場合には、市内の金融機関から、80万円まで無利子で融資が受けられます（新築は不可）

問い合わせ先 下水道課 回32  
・2100

を尊重することが、自分の人権を尊重することになるのです。

人権は誰もが持っている当たり前の権利です。しかしふだん意識しにくい権利であり、無意識のうち、他人の権利を侵害したり、自分の権利が侵害されたりしやすいうちです。そして、一度失ってしまうと、再び獲得するには長い時間がかかります。

今、日本には「当たり前」の平和があります。しかし、世界では、戦争や紛争が絶えず、生命を守ることを保障されていない国家や地域もあります。人権を意識し、守れる環境を未来に約束していくことが大切ではないでしょうか。それは身近な一歩から始まります。家庭で、地域で、職場で「人権を尊重する」ことについて話し合ってみましょう。

一人ひとりが人権を意識して尊重し合って、明るく住みよい社会を実現しましょう。

問い合わせ先 人権啓発課  
回31・0088

表示登記の日  
無料相談

とき：4月1日（金）午前9時30分～午後3時30分 ところ：岡山地方法務局津山支局  
相談内容：土地の分筆・地目変更、建物の新築・増築・滅失などの表示登記、不動産の権利登記  
問い合わせ先：岡山県土地家屋調査士会津山支部 回23-7813